文教厚生常任委員長報告

委員長　古澤國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第48号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より「現在、支援員は何人で、定員は何人なのか。」との質疑に対し、福祉課長から「波野小学校を除く4施設で実施しており、一の宮小学校は2クラスありますので、全部で5クラスとなります。登録者数は279名で、支援員と補助員含め、18名おります。」との答弁がありました。

委員より「阿蘇市では支援員18名で十分足りているのか。」との質疑に対し、福祉課長から「1クラス40人に対して2人は必要であることから、阿蘇市では、5クラスありますので基本10名となりますが、休みなどを考慮し、3名体制とすれば、15名程度は必要なので、十分足りていると考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

阿蘇市放課後子ども教室

議案第49号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より「改正の中で、例えば、障害者福祉制度を利用している方が65歳になった場合、介護保険制度のほうが優先して介護保険を受ける形になるのか。また、介護保険と障害者福祉での差額はどうなるのか。」との質疑に対し、係長から「今後は、この共生型サービスの改正に伴い、障害者施設に通所していた方が65歳になってもそのまま通いなれた障害者施設でデイサービス、あるいはショートステイ、短期入所など、さらには訪問介護といった介護保険サービスをそのまま施設で受けていただくことができるようになります。介護報酬優先となりますので、その部分は障害者サービスから介護サービス給付費に切り替わるものです。

また、介護給付費が優先となり、そこで不足する、障害者自立支援のサービスについては、障害者の給付となり、まずは介護保険の給付を優先しており、その後、差額分については障害者サービスのほうからの給付となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て採決の中で、委員より原案に対して「異議がある。」との発言があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より「介護医療院という施設は、阿蘇市内では何件あるのか。」との質疑に対し、係長から「現在、阿蘇市には、介護医療院という施設はありません。ただし、この条例にあるように、介護療養型医療施設というのが阿蘇市には3箇所あります。今後、平成36年3月31日までに、この介護療養型医療施設については、介護医療院に転換するようになっております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

教育課所管分

委員より「乙姫小学校体育館の工事はいつぐらいを予定しているのか。」との質疑に対し、教育課長補佐から「予算が成立しましたら、早急に入札手続き等に入り、年度内完了と考

えております。」との答弁がありました。

また別の委員より「一の宮小学校の降灰除去の委託料、60万円とあるが、降灰時から結構時間が経つが、まだ必要なのか。」との質疑に対し、課長補佐から「降灰の除去については、南側の窓や壁の部分などを、保護者、教育委員会で何回も行いましたが、なかなか落ちないところがあるため、今回専門業者にお願いをするもので、高所作業車等も入れて、清掃作業を行うように考えております。」との答弁がありました。

市民課所管分

委員より「共同墓地災害復旧支援事業については、今年度だけなのか。」との質疑に対し、係長から「10年間を予定しており、29年の12月に事業化したので、平成38年度までは申請期間として受け付ける予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員から「塵芥車の件で修繕と思っていたが、全損であり買い替えるということであるが、リース期間は終わっているのか、新たなリース料が発生するということなのか。」との質疑に対し、市民課長から「事故車のリース期間は既に終了しています。塵芥車は特殊な車輌であり金額も高いことから、今回の買い換えも7年間のリース後は、譲渡してもらい、引き続き使用するというやり方を予定しております。今回の事故は広い国道での衝突であり、ダメージが大きく専門業者に見てもらい破損が著しいため、今回新しくリース料を計上したところです。特殊車輌であるため、発注から納車までに数箇月を要するために、車輌代とは別に納車までの間、8箇月間の代車費用分172万8,000円を賠償してもらっております。」との答弁がありました。

ほけん課所管分

委員より「保健対策推進費の自殺予防の件で、この策定委員は何名で、どのような方を考えているのか。」との質疑に対し、ほけん課長から「策定委員については、およそ20名以下で、区長、民生委員、医療、教育などの関係者、その他さまざまな関係機関から選定させていただこうと思っております。基本的には、今年、福祉課で地域福祉計画を策定することになっていますので、その委員の方々の兼務を中心にお願いしようと考えています。」との答弁がありました。

福祉課所管分

委員より「生活保護総務費で、生活保護のシステム改修委託料とあるが、生活保護はどういう形で変更となるのか。」との質疑に対し、係長から「5年に一度の大幅改正が10月1日から行われ、生活保護の基準額が変更となる予定であり、今の基準から5%以内に下げ幅を抑えようということで、非常に難しい計算式が示されております。阿蘇市管内では、試算をしておりますが、2%から3%程度下がりそうであります。そのほか、大学へ進学される子どもさんは、生活保護を受けられなくなりますが、一時金として10万円、もしくは30万円が支給されることも今回改正で盛り込まれております。」との答弁がありました。

また別の委員から「保健福祉センターの浴室天井修繕が計上されているが、夢の湯では事故が起きている。施設は他にも多くあるが、点検を行い、早めの対応を。事故が起きれば人命に関わることとなるため、十分な対応をするように。」との意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

塵芥車

議案第58号「平成30年度阿蘇市病院事業会計予算について」

委員より「へき地医療拠点病院整備事業補助金は、毎年あるのか。」また「今回購入の機器類の内訳の説明を。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「補助金については、必要に応じて機器類の申請を行い認められれば付くことになり、今回は、歯科口腔外科の開設にあたり、医療機器等の設備を揃えるものです。内容は、180度撮影できるレントゲン装置が主なもので、そのほかに診察用椅子を2台予定しております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。